

マルチディシプリナリーな法学の哲学としての法理論

—— Marietta Auer, *Zum Erkenntnisziel der Rechtstheorie* (2018) の紹介

耳野 健二

Legal Theory as a Philosophical Theory of Multidisciplinary Jurisprudence:

Introduction to *Marietta Auer, Zum Erkenntnisziel der Rechtstheorie (2018)*

MIMINO Kenji

1. はじめに

世界問題研究所のプロジェクト「科学技術の発展と人類社会の変化」(令和2年度~令和4年度)においては、文理融合研究の推進を遠視しつつ、文系研究者と理系研究者の交流を中心に研究会が進められてきた。具体的な研究課題として文理融合を推進するにはいたっていないものの、今後、これまでの成果を基に文理両分野にかかわる研究の推進が期待される。

本稿は、このような見地に立ったときに、法の基礎理論の立場から学際研究にどのような貢献ができるのか、この点を検討する手がかりを得ようとするものである。そのために、法哲学と学際研究との関連を論じた文献をとりあげ、その要点を紹介したい。

本稿で紹介する文献は、*Marietta Auer* の2018年の論文『法理論の認識目標に寄せて——マルチディシプリナリーな法学の哲学的基礎』¹⁾である。*Auer* は、本論文において、ドイツにおける法理論と法哲学の歴史と現況を批判的に分析しつつ、文理融合が必然的に求められる現代的諸課題の解決において、学際研究のためにいかなる哲学が必要なのかを論じている。そして、かかる問に対する答えとして提起されるのが、「マルチディシプリナリーな法学の哲学としての法理論」である。

法哲学はその性格からして、法学と哲学とからなる学際的性質をもつ。これに対して、*Auer* は、自らの提唱する法理論は、従来の法哲学の学際的性格を越えた多分野横断的(マルチディシプリナリー)な学際研究を可能にする「法理論」である、という。

ここで注意しなければならないのは、*Auer* はこの論文のなかで、自らの提起する「法理論」を「法

哲学」から区別していることである。

Auerの理解によれば、法哲学はカントの法論に端を発し、1960年代・1970年代には規範的研究を企図する法哲学に法概念の分析理論としての法理論が結びつく形で現在にいたっている²⁾。Auerは、自らの提起する「法理論」は従来のこうした法哲学の試みとは異なるという。そうした「法理論」が可能とするのは、法哲学よりもはるかに多彩な専門領域からなる共同研究である。それは、「法ドグマーティクを哲学と結びつけるのはもとより、その他のすべての古典的な法学の基礎科学あるいは自然科学、たとえば比較法論、比較文化論、社会学、政策科学、経済学、さらにはより疎遠な分野、医学、生命科学、地理学、の認識と方法とも結びつける立場³⁾」である。このような、自然科学をも含めた多分野横断的な学際的研究を可能にする企図であることから、Auerは自らの提唱する法理論に「マルチディシプリナリー」という形容を与えている。では、このような法理論とは、具体的にはいかなるものであろうか。かかる法理論の概要を描き出すことが、本稿で紹介するAuerの論文の目的である。

ここでは、まずはAuerの本論文における結論を確認することで、提示された新たな法理論のあり方について見通しをもっておくこととしたい。Auerは本論文の結論において、「法理論の認識とは何か?」と問いつつ、三点にわたり自己の考察をまとめている⁴⁾。その趣旨を整理すれば次のようになろう。

1. 現下のドイツ法学界においては、法学という学科の全体が、法ドグマーティク、経験的-記述的基礎分野、規範的-義務論的基礎分野といった具合に、方法的にも内容的にも分離した諸領域へと分解している。だが、このような分離を肯定する見方は、法学の固有の学問的性質をもっぱら法ドグマーティクに負わせるか、あるいは、法学以外の基礎研究の異質な方法と認識目標をもって法学の学問的性質を代用するかであって、問題がある。そこで重要なのは、これら既存の諸領域の間にありながらその存在を放置されている「中間領域」に注目することである。
2. では、この「中間領域」とは何か。この「中間領域」こそは、新たな法理論の鍵である。これを理解する歴史上の有益な手がかりが、19世紀のドイツ法学において発展した「一般法学」である。それは、法ドグマーティクと規範的法哲学との間において、理論的な中間分野として成立した。歴史的には、かかる分野を起点としつつ、またこれを理論的に克服しながら、20世紀の「法理論」が成立し、その内実が変化して現在へといたっている。
3. 法理論は、マルチディシプリナリーな法学の、哲学的に基礎づけられた理論として理解されるべきである。ここでは、法理論は、個々の法学の専門分野間の境界を越境したり、法学以外の他の専門分野と法学との境界を越境したりすることで、認識の一般的前提を問う。このような場合、哲学という営みは、法哲学・専門哲学の問題設定についての従来からの基準に制約されるのではなく、「マルチディシプリナリーな問を追究する根源的探求学」として把握される。

つまり、Auerによれば、現代のドイツ法学界では、法ドグマーティクと基礎分野とが分裂しており、

相互の適切な関連性を喪失している。そこには広大な「中間領域」が広がっているのであり、この「中間領域」を埋める役割こそは、新たな法理論が担うべき課題である。そしてそうした役割の端緒を、歴史的には、かつての「一般法学」に見出すことができる。現代については、同様の役割を担う営みを担う新たな研究領域を開拓する必要がある。そのような研究領域を「法理論」と呼び、その役割を「マルチディシプリナリーな問を追究する根源的探求学」として説明することができる。

以下では、このような Auer の見解について、要点を絞って紹介したい。注目するのは、第一に、ここにいう「中間領域」が法理論においていかなる機能を果たすのか、という問題である。この点に関連して、Auer は本論文において、ヘルマン・カントロヴィッチの図式に言及しつつ、この図式に組み込まれた「一般法学」の意義を論じている。第二は、そのような「中間領域」を考慮した法理論がなぜ「マルチディシプリナリー」な哲学たりうるのか、すなわち多分野横断的な研究を可能とする哲学となりうるのか、という問題である。

2. 法ドグマティークと法の基礎分野との「中間領域」と一般法学

Auer は、法ドグマティークと基礎分野との間には、埋められていない多数の「中間領域」があるという。そしてこれを適切に評価し、生産的に活かすことが、法学の各分野のつながりを再構築するうえで必要であると説いている⁵⁾。「中間領域」をそのように扱うために Auer が手掛かりとするのが、以下に掲げるカントロヴィッチによる法学の分類に関する図式である⁶⁾。

	Constructive branches (dealing with the objective meaning of Law)	Empirical branches (dealing with the realization of law)	Deontological branches (dealing with the value of law)
Systematical cognition of law in general (constitutional, penal, commercial, maritime law, etc.)	General Jurisprudence	Sociology of the law	Philosophy of the law
Individualizing cognition of a particular law (Roman, English, German, European law, etc.)	Particular Jurisprudence	Historical Jurisprudence	Legislative Jurisprudence

Auer はこの図式を参照しながら、その背後に新カント派の認識論があることを指摘しつつ、カントロヴィッチの法学の分類の意義を明らかにしている⁷⁾。カントロヴィッチのこの分類は、存在 (Sein) と当為 (Sollen) のカント主義的二元論を、存在 (Sein)、当為 (Sollen)、意味 (Sinn) という三要素の区分へと拡張したものであり、カントロヴィッチはこれら各々を Da-Sein、Dasein-Sollen、So-Sein という用語に置き換えた。

Da-Sein を対象とする研究は、経験的な自然科学と社会科学であって、現実を対象とする領域である (図式のうち Empirical branches に相当する)。Dasein-Sollen を対象とする研究は、倫理学や美学の

ような価値を扱う分野のことであり、「妥当性 (Geltung)」という基本カテゴリーに依拠する規範科学である (Deontological branchesに相当する)。そして So-Sein を対象とする研究は、論理学や数学などの「合理的構成科学」であり、これは、人工物により創出される意味を扱う研究である (Constructive branchesに相当する)。

Auerによれば⁸⁾、カントロヴィッチは、これら三つの地平のそれぞれにおいて、法学はその学問性を得ることができると考えていた。この点を明らかにするため、カントロヴィッチは次のような例をあげる⁹⁾。もちこまれた事案についてある弁護士 (solicitor) が依頼人に語っている。「(1) あなたの事案は、もし正しく解釈されるのであれば、古いけれども今なお有効な法規により処理され、あなたは勝つはずです。(2) しかし、この法規は、現代の考えには反しており、そのため不正義であるように見えます。(3) そうしますと、たまたま私はブラウン判事を知っていますので、彼は、あなたが負けるように、この法規を狭く解釈するものと考えます。」

カントロヴィッチによれば、(1) は、法の客観的意味を扱うやり方を示唆しており、通常法律家の言明である。これは上述の So-Sein の領域に相当する。(2) は法の価値を扱うやり方を示唆しており、自然法論の言明である。これは上述の Dasein-Sollen の領域に相当する。そして、(3) は法の現実を扱うやり方を示唆しており、法社会学の言明である。これは上述の Da-Sein の領域に相当する。

これらのうち Auer が注目する¹⁰⁾ のは、構成的分野の列である (図の Constructive branches、So-Sein の領域)。図式では「一般法学 (General Jurisprudence)」と「個別法学 (Particular Jurisprudence)」とが並んでいるが、これら両者はいずれも、法ドグマーティクに含まれる。言い換えれば、法ドグマーティクが二つの部門に分かれており、一つの専門分野として統合されていない。

カントロヴィッチは「一般法学」を、「多様な法秩序にかかわる個別のドグマーティッシュな学問と並ぶ、ドグマーティッシュな法学の一般部門=総則 (Allgemeiner Teil)」と捉えている¹¹⁾。この「一般法学」は、20世紀の前半には、法ドグマーティクの理論的一般部門(総則)の慣用的な呼称であり、今日では、法哲学ないし法理論の一部として扱われるような、法概念の問題と法の構造論的問題を扱う分野であった¹²⁾。つまり、カントロヴィッチの分類によれば、法ドグマーティクは単一の領域として単純にまとめられるものではなく、個別の法分野を扱う「個別法学」以外に別の領域をもちうるものであった。言い換えれば、法ドグマーティクは、全体として、複数の異なる領域からなる営みとして捉えられる。

では、このようなカントロヴィッチのモデルは、現代における法の学際的研究といかなる関係があるのだろうか。まずは、次のように言えるだろう。すなわち、このモデルは、法学の全分野を六つに分類した図式である。この図式は、法学にかかわる様々な専門領域の間に序列を設けるのではなく、すべての個々の専門領域を対等なものとして位置づけている¹³⁾。これは、今日まで続く、多様な諸分野の協働という学際的要請に沿うものである。

だがAuerは、カントロヴィッチの見解は、その上にさらに決定的な一歩を進めたものであるという。というのも、カントロヴィッチのこの見解は、三種類の認識論からなる新カント派の世界モデルを用いることで、「すべての個別分野の様々な認識請求の必然的で確定的な結合」¹⁴⁾による包括的な世界理解を提供するものだったからである。言い換えれば、様々な専門分野がそれぞれ別個にもつ認識が相互に結びつくことで、個々の専門分野を越えた、社会全体に対する理解への手がかりが得られる、というのである。だがこのような結合を想定するには、この図式で新カント派の認識論が引き合いに出されていることが如実に示しているように、何らかの形而上学的前提が不可欠である。すなわち、そうした結合が明らかになるためには、「世界全体の意味連関あるいは認識連関の実在と性質という、最終的にはただ形而上学的にのみ基礎づけられるべき観念」を前提せざるをえない¹⁵⁾。では、ここにいう「形而上学」とはいかなるものであろうか。

3. 学際研究における哲学の役割

(1) 「マルチディシプリナリーな問を追究する根源的探求学」としての哲学

Auerは、学際的研究を必須とする現代の研究状況に適応する新たな法理論のあり方を「マルチディシプリナリーな法学の哲学理論」と呼ぶ¹⁶⁾。この表現からもうかがえる通り、かかる法理論には哲学が必要であるとされる。上記の学際的研究に必要な「形而上学」とは、ここにいう「哲学」のことにほかならない。

Auerは、そもそも法哲学の機能としてまずは三つがあげられるという¹⁷⁾。第一は、解釈と説明の機能である。これらは、法ドグマティクにおいて概念批判として貢献することができる。人、意思、自由、婚姻、家族、責任等、重要な法概念の理解には哲学的背景についての知識が不可欠である。第二は、啓蒙と批判の機能である。法解釈においてある概念について逸脱的な意味を読み込んだばあい、概念の哲学的意味が批判的基準を提供することができる。あるいは、法解釈において法的諸概念を用いて論証を行うばあい、明文であるいは暗黙のうちに哲学的基礎への参照が求められ、哲学に基づいて論証の真偽が判定されることになる。第三に、法学と他の諸科学との境界としての機能がある。そのうちの一つが「架橋機能」である。この機能を通じて、法学は、国家論と社会哲学、倫理学とメタ倫理学、言語哲学、論理学と科学理論などのテーマについての専門哲学的議論との結びつきを見出す。また、同じ境界上の機能でありながら反対方向で作用するのが、「関所」としての機能である。他の諸科学の法学への干渉を防止する機能を法哲学は担うことができる。

だがAuerは、法学における哲学の意義は、これらの機能だけで終わるわけではない、という¹⁸⁾。哲学は、個別の専門科学に多くの内容を譲り渡してしまったにもかかわらず、今日まで、「すべての諸科学の原科学」という伝統的な意味を失っていない。

「哲学はたしかに専門科学に対して、とりわけ実験自然科学と経済学に対して、指導科学としての内容的請求を喪失して久しい——このことを確認するには、偉大な第三の媒介者というアクチュアルな役割を一瞥することで十分である。哲学がもつ問うことについての包括的請求は、自然の存在と当為、そして社会と人間の実存の存在と当為をも対象とするのであって、かかる請求は、構造的リソースとして今日まで途絶えることなく作用しているのであり、次のことが問題となる場合にはつねに、セカンド・オーダーの認識論として重要なのである。すなわち、近代自然科学の狭い科学概念の限界を超えてゆき、個別の専門科学の知を結びつけ、特定の問に対してそもそも特定の知だけがなぜ適切であり、それ以外の知やそれまで全く探求されていない知がなぜ全く適切ではないのかと問う場合、これである。つまり、哲学とは、マルチディシプリナリーな問を追究する根源的探求学（die Herkunftswissenschaft multidisziplinären Fragens）である。」¹⁹⁾

つまり、こう言えるのではないだろうか。今日、哲学は世界認識のための実質的内容についてはもはや語りえない。これを担う役割は、すでに分化した諸科学に譲渡されてしまった。だが、「自然の存在と当為」「社会と人間の実存の存在と当為」といった、古来伝統的に哲学が問うてきた問との関連を哲学は喪失したわけではない。なお「偉大な第三の媒介者」「セカンド・オーダーの認識論」として、そうした問の考察に貢献する役割を果たすことができる。それは、専門分化した個々の諸科学について、その分野において特定の問と知が適切であることを説明する役割でもある。このような哲学の役割を「マルチディシプリナリーな問を追究する根源的探求学」と表現することができる。

「一切の諸科学と知の対象の基礎は、その都度の形而上学的なもの、超越的なもの、認識不可能なもの、媒介不可能なもの、その都度存在するもの、認識可能なもの、評価可能なもの、媒介可能なものとの境界によって特徴づけられるのであり、哲学的な問はかような基礎に向けられる。そしてそのような境界は、合理的科学概念をもつ現代においても、けっして、個々の専門科学によって予め与えられるわけではない。むしろ、合理的な個別科学のものはやそれ以上遡って問うことのできない根本想定にまで押し入ることが、まさに哲学の課題なのである。したがって最終的には、哲学とは、原理的認識への無制限な探求の言い換えにすぎない。しかもこの営みは、その都度出発点として要求される専門分野に依存しないのである・・・。」²⁰⁾

Auerは、このような意味で、現代において哲学がなおその役割を果たしうるのであり、これを「科学哲学（Philosophy of Science）」と呼ぶ。「いつどのように知識の所与の諸分野の境界を超え、それらの諸分野を何か新しいものへと融合させることができるのか、このことを科学哲学は教えることができる。すなわち、哲学は、科学的研究のいかなる分野においても、マルチディシプリナリーな思考の

起源として、科学哲学の形式において生きながらえてきたのである。」²¹⁾ここでは、「科学哲学」は、「社会学、経済学、言語学、心理学、歴史、文化研究、生命倫理、気候科学」といった多様な領域からの洞察を、法により対処されるべき包括的世界理解へと統合する「メタ方法論」としての役割をもつ²²⁾。

Auerは、哲学がこうした役割を担うということは、実は伝統的な哲学の営みに回帰することでもあるという。法学にとって、哲学的内容、認識、問、機能等についての完結した基準が概念必然的に存在するわけではない。むしろ必要とされるのは、「何が現実的であるのか、われわれは何をそこから認識することができるのか、それはわれわれの行為にとって何を意味するのか」²³⁾という、哲学の基本問題を問うことである。

Auerはこのように述べながら、同時に、このことは、特定の形而上学世界観を研究者が身につけることを要求するわけではない、という。合理的に世界を構築するには、合理的な世界認識の原理的可能性と一貫性の基礎となる形而上学的な想定が必要であって、そのような形而上学的前提を明らかにし、批判的に問い返す哲学的な営みが不可欠である、というのである²⁴⁾。言い換えれば、「法の認識過程の問われざる形而上学的前提条件を明らかにすること」²⁵⁾こそが、マルチディシプリナリーな法理論の最終的な課題である、というわけである。

(2) 法理論研究の具体例

Auerはこうした法理論研究の具体的な課題として「近代法の法」「法と法学の方法」「法のテキストの性格」をあげる²⁶⁾。ここでは、第一の「近代法の法」についてふれておく。

Auerによれば、法理論に支えられたマルチディシプリナリーな法学研究は、純粋なドグマティックだけを含むのではなく、「法という媒体を通じて考察された、マルチディシプリナリーな社会理論」²⁷⁾をも含む。ここでは、法を、多様なパースペクティヴから観察される社会の媒体として認識する。近代法の法理解を歴史的に追跡する研究は、まさにこのようなパースペクティヴから遂行される。

Auerによれば、社会的近代とは、社会的構造転換における相互に関連する多数の諸現象のことをいうのであって、18・19世紀の産業社会への大変革から西側の戦後デモクラシーと福祉国家の現実的危機までを含む²⁸⁾。ここに一貫して見られるのは「喪失の経験」である。すなわち、この時代には「世界にとって超越の意味世界への信仰は失われており、それは、実存的な存在論的不確実性とに、そして確実性の再興をめぐる戦いとに、結びついている。そのような再興において出発点となりうるのは、唯一残されてはいるが本質的には不十分でしかない規範制定者としての人間それ自身のみにはすぎない」。そして、「このような特徴をもつ近代は、つねに両義的である。近代における啓蒙と合理性への進歩は、けっして直線的に進んだのではなく、危機と反動とにつねに伴われ、ときに破局的な破壊的副作用という犠牲を伴っていた」。近代社会とは、「ダイナミックにますます変化の速度を増しつつある社会、内的境界と外的境界を自ら解消する社会、経済的論理のグローバルな支配が行き渡る社会、

あらゆる伝来の諸条件が顧みられなくなる社会」でもある²⁹⁾。このような意味で、近代社会はけっして安定しているわけではなく、自らに種々の矛盾を含む。

では、このような近代において「法」はどのように捉えられるだろうか。Auerは近代私法の成立を念頭に置きながら次のようにいう³⁰⁾。近代法は個人主義的指導概念を伴うが、その歴史的発展は近代社会の内的矛盾を跡付けるものでもある。だが、私法そのものは価値システムの統一性にに基づき制度化されているのであるから、かかる統一性が維持されている限り、そうした矛盾が露わになることは困難である。たとえば市民的所有権の歴史にそうした事情を認めることができる。すなわち、近代的所有権は、近世以来、ローマ法の基礎の上に主観的私権として成立し、近代私法の基礎を形作った。こうした事情は、その後の歴史的展開のなかで所有権に対する制限が強まったにもかかわらず変化しなかった。さらに、私的所有秩序が拡大し、そこで用いられる法的思考の無形財産の領域への応用が認められるようになったが、そこでは古典的な近代的所有権の論理が限界に突き当たる。だが、このような事態にもかかわらず、排他的支配というその基本的性格は放棄されたわけではないのだから、その限りで、市民的所有秩序は近代における「反応の鈍い」法の代表例である。

4. おわりに——学際的法学研究における「哲学」をめぐって

以上の紹介をふまえ、Auerの本論文の見解の意義を明らかにしたい。

第一は、Auerの提起する「法理論」の意味である。すなわち「マルチディシプリナリーな問を追究する根源的探求学」の意味である。かかる営みにおいては、法ドグマティックにせよ、歴史学や社会学などの基礎分野にせよ、それらの研究における「法の認識過程の問われざる形而上学的前提条件」を明らかにすることが「法理論」の課題とされている。このような営みは、その性質上、何らかの完成された形而上学の体系の構築を企図するものではない。むしろ、実際、近代法に関する歴史的研究が示しているように、対象を合理的に再構成し、法ドグマティック等の法認識の土台を問い直すことが、そうした研究の実践といえる³¹⁾。このように、諸科学の各分野の研究成果について、当該の認識の由来を尋ね、その認識の成立根拠を深く遡り、再構成し、それを批判的に吟味することは、たしかに哲学的な営みであり、学際的研究における哲学の一つの役割といえるかもしれない。これこそが、Auerのいう「マルチディシプリナリーな問を追究する根源的探求学」という定式の意味であると解される。

しかしながら、このような営みをわざわざ「法理論」と呼ぶ必要はあるのだろうか？「法理論」と呼ぶには、あまりにも対象の範囲が広く、研究分野として漠然としているのではないだろうか。実際、Auer自身、このような営みを「法理論」と呼ぶことに必ずしもこだわっていないように見える³²⁾。また、このような営みは、その性格からして、どこかの時点で完結するような性格のものでも

ないように思える。諸分野の協働作業の狭間にあって、根源を問う問を発し、既存の知見や学説に対する吟味を続けることが、むしろその本来の趣旨ではないだろうか。その意味では Auer もいうように、これは哲学の本来の営みに立ち返ることに外ならず、これをどのように呼ぶかということは、さしあたりは重要ではないのかもしれない。

第二は、こうした営みの先駆的な試みとして、19世紀のドイツ法学において展開された「一般法学」が参照されていることである。Auer はカントロヴィッチの図式を参照し、その図式の意義を高く評価するとともに、この図式に含まれる「一般法学」に注目する。図式全体については、この図式が新カント派の三要素からなる認識論を背景とすることで、多様な法認識に開かれ、法学の各分野相互の結びつきまでも包含している点を、Auer は評価している。その一方で、「一般法学」が「合理的構成科学」(So-Sein) の一部として、個別の法ドグマティックに対してはその一般部門＝総則としての意義をもつことも Auer は強調している。このような「一般法学」に着目することで、法ドグマティックと基礎分野の隔たりが問題となっている現在、両者の「中間領域」として法理論を打ち立てるための手がかりが得られるというのである。このように、学際的研究を可能にする知の営みとして、歴史上の「一般法学」の意義を再発見したこともまた、Auer の本論文の功績であると思われる。

注

- 1) Marietta Auer, Zum Erkenntnisziel der Rechtstheorie. Philosophische Grundlagen multidisziplinärer Rechtswissenschaft. Nomos, Baden-Baden (2018), 76 S. この論文と同趣旨を述べた英語版が次の論文である。Dies., What is Legal Theory? Rechtsgeschichte - Legal History 29, S. 30–39 (2021).
- 2) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注 1), S. 28–32.
- 3) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注 1), S. 11.
- 4) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注 1), S. 73f.
- 5) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注 1), S. 27ff.
- 6) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注 1), S. 21. この図式は次のカントロヴィッチの論文から取られている。Hermann Kantorowicz, Edwin W. Patterson, Legal Science – A Summary of Its Methodology, in: Columbia Law Review No. 6, pp. 678–707. Auer 自身のカントロヴィッチの法理論の研究として次の論文がある。Marietta Auer, Der Kampf um die Wissenschaftlichkeit der Rechtswissenschaft – Zum 75. Todestag von Hermann Kantorowicz. Zeitschrift für europäisches Privatrecht 2015 (4), S. 773–805.
- 7) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注 1), S. 23.
- 8) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注 1), S. 24f.
- 9) Kantorowicz, Legal Science (前出注 1), p. 682f.
- 10) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注 1), S. 21.
- 11) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注 1), S. 21f.
- 12) 一般法学について、次を参照。Andreas Funke, Allgemeine rechtslehre als juristische Strukturtheorie, entwicklung und gegenwärtige Bedeutung der Rechtstheorie um 1900- Tübingen, 2004. Annette Brockmüller, Die Entstehung der Rechtstheorie im 19. Jahrhundert in Deutschland, Baden-Baden, 1997. これらは Auer も参照している。また邦語文献と

して、加藤新平『法哲学概論』11、17、252頁も参照。

- 13) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 25.
- 14) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 25.
- 15) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 25. Dies., What is Legal Theory? (前出注1), S. 35.
- 16) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 43.
- 17) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 43f.
- 18) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 47f.
- 19) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 48f.
- 20) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 50.
- 21) Auer, What is Legal Theory? (前出注1), S. 37.
- 22) Auer, What is Legal Theory? (前出注1), S. 38.
- 23) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 52.
- 24) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 54.
- 25) Auer, What is Legal Theory? (前出注1), S. 38.
- 26) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 57f.
- 27) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 51.
- 28) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 57.
- 29) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 58.
- 30) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 58f.
- 31) Auer 自身が次の自らの研究をそうした実践例としてあげている。Auer, Der privatrechtliche Diskurs der Moderne. Mohr Siebeck, Tübingen (2022), x, 204 S.
- 32) Auer, Zum Erkenntnisziel (前出注1), S. 55f.